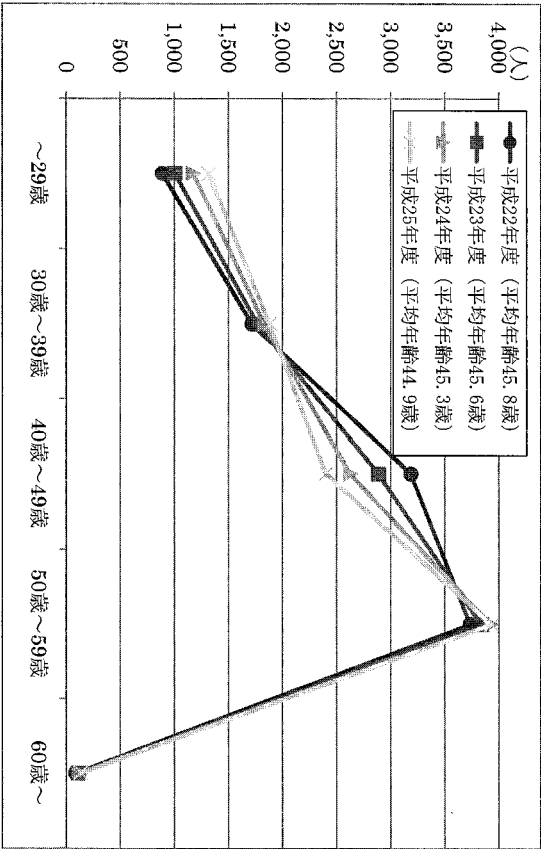


ここで、退職給与引当金残高は2年連続して減少している。その原因としては、この3年間で教職員の人数が1校当たり平均で58人程度とほとんど変わりが無いにもかかわらず、退職給与引当金が減少していることから、教職員の平均年齢の若年化が進んでいるためと推察される。実際に、公立学校統計調査報告書で教職員の年齢構成を確認すると、グラフB1-5-5のとおりであり、昭和40年代後半の第二次ベビーブーム世代の就学時に対応して昭和50年代後半から昭和60年代初めにかけて大量に採用された教職員が徐々に退職時期を迎え、そのための新規採用者の増加により教職員の平均年齢が若年化しているものと考えられる。

グラフ B1-5-5 世代別高等学校教員数の推移



(平成22年度～平成25年度「公立学校統計調査報告書」より監査人が作成)

1校当たりの行政コスト計算書数値の3期比較

高等学校1校当たりの行政コスト計算書数値について、バランスシートを用いて3期比較を行い、著しい増減のある項目について分析を行った。  
高等学校1校当たりの行政コスト計算書数値は、表B1-5-6のとおりであり、その推移をグラフにしたものがグラフB1-5-6である。

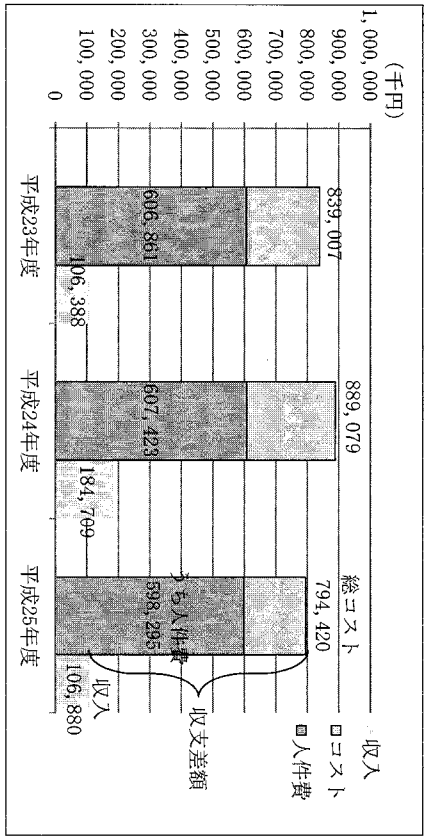
表 B1-5-6 高等学校1校当たりの行政コスト計算書推移

(単位：千円)

科目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増(△) 減(△)
		A	B	
総コスト	839,007	889,079	794,420	△94,659
現金を伴う支出	780,111	836,232	741,045	△95,187
人件費	606,861	607,423	598,295	△9,128
公債費 (利子及び一時借入金利子)	41,245	97,564	5,258	△92,306
その他	132,005	131,244	137,491	6,247
現金を伴わない支出	58,896	52,847	53,375	528
減価償却費	49,830	50,994	51,523	529
退職給与引当金繰入	9,065	1,852	1,852	△0
収入	106,388	184,709	106,880	△77,829
現金を伴う収入	69,737	71,587	73,118	1,530
授業料・入学金等	1,782	1,542	1,640	97
国庫支出金	67,361	69,442	70,877	1,435
その他	593	602	600	△2
現金を伴わない収入	36,650	113,121	33,762	△79,359
退職給与引当金戻入	36,650	113,121	33,762	△79,359
収支差額	△732,619	△704,370	△687,540	16,830

(平成23年度～平成25年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

グラフ BI-5-6 高等学校1校当たりの運営コストの推移



(平成23年度～平成25年度「都立学校バランシート」より監査人が作成)

表 BI-5-6 及びグラフ BI-5-6を見ると、収入については、平成23年度から平成25年度のいずれの3か年とも、授業料不徴収制度により、保護者等による直接負担は入学金や検定料などに限られている。一方、国庫支出金は、主に授業料の国庫負担分であり、生徒数や生徒の高等学校在籍課程構成により増減するものである。

また、コスト面について見てみると、平成25年度の数値は、平成24年度と比較して94,659千円減少しているが、これは都債及び一時借入金の子償還費の減少92,306千円によるところが大きい。この減少理由を教育庁に確認し、数値の確認を依頼した過程で、平成24年度数値に誤りがあり、公債費の元金支出とすべきものを行政コスト計算書上、公債費(利子及び一時借入金利子)に係る支出として公表していたことが判明した。すなわち、平成24年度の高等学校1校当たりの公債費(利子及び一時借入金利子)のあるべき金額は5,532千円であり、公表値97,564千円は92,032千円過大であったことが判明した。

公表前に前年度比較等を行い、著しい増減のある項目について確認を行っていただければこのような誤りは未然に防げたものと考えられる。

1校当たりのキャッシュ・フロー計算書数値の3期比較

高等学校1校当たりのキャッシュ・フロー計算書数値について、バランシートを用いて3期比較を行い、著しい増減のある項目について分析を行った。高等学校1校当たりのキャッシュ・フロー計算書数値は、表 BI-5-7のとおり

であり、その推移をグラフにしたものがグラフ BI-5-7である。

表 BI-5-7 高等学校1校当たりのキャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増(△)減
		A	B	
<b>I. 教育サービス提供活動収支差額</b>	△710,373	△764,644	△667,927	96,717
支出の部	780,111	836,232	741,045	△95,187
人件費	606,861	607,423	598,295	△9,128
公債費	41,245	97,564	5,258	△92,306
(利子及び一時借入金利子)				
その他	132,005	131,244	137,491	6,247
収入の部	69,737	71,587	73,118	1,530
授業料・入学金等	1,782	1,542	1,640	97
国庫支出金	67,361	69,442	70,877	1,435
その他	593	602	600	△2
<b>II. 学校施設・設備(社会資本)等整備活動収支差額</b>	△105,374	△105,582	△87,130	18,452
支出の部	107,941	105,622	87,130	△18,492
普通建設事業費	105,613	103,054	85,064	△17,990
重要物品購入費	2,328	2,567	2,065	△502
収入の部	2,567	39	0	△40
国庫支出金	2,567	39	0	△40
その他	0	0	0	0
学校経営活動収支差額	△815,747	△870,226	△755,057	115,169
<b>III. 財務活動収支差額</b>	△117,935	△5,577	△137,510	△131,934
支出の部	17,935	5,577	137,510	131,934
公債費(元金)	17,935	5,577	137,510	131,934
収入の部	0	0	0	0
都債	0	0	0	0
支出の部	905,989	947,431	965,686	18,255
収入の部	72,304	71,627	73,118	1,490
収支差額	△833,684	△875,803	△892,568	△16,764
合計				

(平成23年度～平成25年度「都立学校バランシート」より監査人が作成)

グラフ B1-5-7 高等学校 1 校当たりの活動区分別収支差額の推移

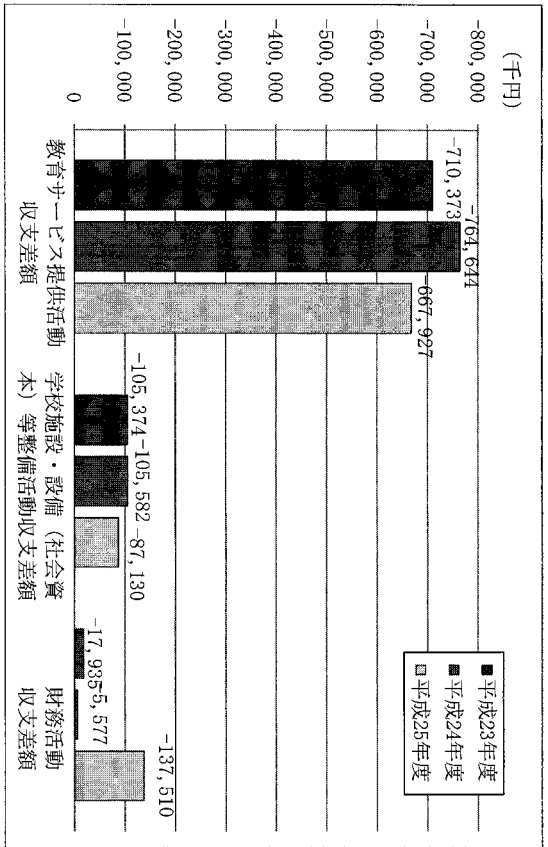


表 B1-5-7 及びグラフ B1-5-7 を見ると、キャッシュ・フロー計算書では、教育サービス提供活動、学校施設・設備等整備活動、財務活動の 3 つの活動区分ごとの現金収支の状況を表している。

教育サービス提供活動に係る収支は、行政コスト計算上の現金を伴う支出・収入と同額である。財務活動収支差額における公債の元金償還による支出額は、平成 24 年度数値が著しく低い金額となっているが、これは行政コスト計算数値の 3 期比較で述べたように、平成 24 年度公表数値の誤りによるものであり、5,577 千円ではなく、正しくは 96,788 千円であると教育庁から回答を得ている。

③ 生徒 1 人当たりの運営コストの状況について

生徒 1 人当たりの平均運営コストについては、表 B1-5-8 のとおり、教育庁ホームページで公表されている。

表 B1-5-8 平成 25 年度生徒 1 人当たり平均運営コスト

	高等学校 (※)	特別支援学校
総運営コスト	157,295,327 千円	73,676,018 千円
1 校当たり平均運営コスト (うち人件費)	794,420 千円 (597,876 千円)	1,315,643 千円 (989,826 千円)
生徒 1 人当たり平均運営コスト	1,100 千円/人	6,439 千円/人
学校数合計	198 校	56 校
生徒数合計	142,978 人	11,442 人
1 校当たり生徒数平均	722 人	204 人

(平成 25 年度「都立学校バランスシート」より監査人が作成)

※ 附属中学校・中等教育学校を含む

このように高等学校の生徒 1 人当たりの平均運営コストは 1,100 千円であるが、これと学校別バランスシートの情報を比較すると、府中西高等学校の 701 千円から三宅高等学校の 21,841 千円まで金額の差が大きく、学校によっては約 30 倍の乖離があった。

授業料不徴収制度により保護者等による授業料負担は、平成 25 年度は生じていないが、一律の授業料や入学科、検定料が徴収される都立学校において、運営コストにこれだけの乖離が生じている状況は、一見すると、学校間の公平性が害されているようにも見受けられることから、各学校が当該学校のみ情報を開示するのではなく、平均運営コスト情報と当該学校の運営コストとの乖離及びその理由を把握することが必要であると考えられる。

そこで、監査人は、運営コストの約 7 割を占める人件費の多寡と学校別の生徒 1 人当たり運営コストの多寡との関係に着目し、以下の分析を行った。

まず、生徒 1 人当たりが負担する人件費は、生徒 1 人当たり教職員数と、教職員の人件費単価に分解される。前者については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づき都が定める配当基準により教職員定数が定められているため、同じ学級数の場合、学校別によりの程度定数の乖離があるか分析を行った。さらに、後者については、教職員 1 人当たり人件費の平均である 10,000 千円前後と比較して著しく乖離している学校がある場合には、その要因を確認した。

表 B1-5-9 平成 25 年度学科区分による人件費等分析

学科区分等	学校数 (校)	生徒	生徒	教職員	教職員
		1人当たり コスト (千円/人)	1人当たり 人件費 (千円/人)	1人当たり 生徒数 (人)	1人当たり 人件費 (千円/人)
農業科	5	1,882	1,325	8	10,008
工業科	20	1,902	1,368	8	10,605
商業科	11	1,266	909	11	10,152
総合科	15	1,272	940	11	10,189
その他	5	2,254	1,426	9	11,130
普通科	132	1,379	980	14	10,400
併設型 附属中学校	5	804	643	16	10,226
中等教育学校	5	968	688	12	8,253
高等学校 計	198	1,100	1,016	13	10,341
特別支援学校 計	56	6,439	5,656	2	9,227

(平成 25 年度「都立学校・バランスシート」より監査人が作成)

※ 複数学科設置校は、最も在籍人数が多い学科を当該学校の学科区分としている。

表 B1-5-8 を見ると、都立高等学校の平均規模は 1 学校当たり平均生徒数 722 人であることが分かる。この平均生徒数 722 人の学級規模を算出するために、全日制普通科の学級定員である 40 人を用いて、1 学校当たり平均生徒数 722 人を除すと、学級数はおおむね 18 学級となる(実際の学級定員は課程・学科により異なる)。

そして、学科によってどの程度教職員定数の乖離があるか確かめるため、一律に全日制 18 学級(全定併置校 20 学級)である場合を仮定した。その結果は、表 B1-5-10 のとおりである。表 B1-5-10 における農業科、工業科について見てみると、他の学科と比べ教職員定数が多くなっており、実際の都立高等学校の教職員配置数と整合している。つまり、表 B1-5-9 において、農業科、工業科の教職員 1 人当たり生徒数が他の学科と比べ少なくなっているのは、専門教育実施のため、教職員定数が他の学科と比べ多く定められていることに加え、普通科と比較して学級定員が少ないためであり、これに伴って生徒 1 人当たりの人件費が他の学科と比べ多く算出されることになるのである。

また、表 B1-5-9 において教職員 1 人当たり人件費単価は、学科区分の「その他」においては 11,130 千円と他の学科に比べて若干高水準となっている。これ

は、総合芸術高等学校の教職員 1 人当たり単価が 14,369 千円と高水準になっていることに起因すると考えられる。主に芸術分野において外部講師による授業が複数設けられているが、外部講師や市民講師の人数は学校基本調査における教職員人数に含まれていないことから、教職員 1 人当たり単価が高くなっているのである。

一方、中等教育学校の教職員 1 人当たり人件費単価は 8,253 千円と、他の区分に比べて低水準となっている理由を教育庁に確認したところ、以下が判明した。すなわち、中等教育学校 5 校のうち三鷹中等教育学校、南多摩中等教育学校の 2 校において、当該校に人件費を計上していない学校籍の指導主事各校約 30 名分を当該校の教職員人数に含めていたため、教職員 1 人当たり人件費単価が小さくなっていった。該当の 2 校については、学校別バランスシート上の教職員人数について見直す必要がある。

表 B1-5-10 学科別教職員定数(全日制 18 学級、全定併置校 20 学級想定の場合)

(単位:人)

学校区分	学級数	校長	副校長	教諭	実習教諭	教員計	養護教諭	実習助手	一般事務	合計								
											普通科	農業科	工業科	商業科	普通科	総合学科		
全日制	18 学級	1	1	36	0	38	1	1	4	44								
											普通科	18 学級	1	44	1	13	67	
											農業科	18 学級	1	44	1	9	62	
											工業科	18 学級	1	38	0	40	2	47
											商業科	18 学級	1	44	0	46	1	4
全定併置	18 学級	1	1	46	0	48	1	1	4	54								
											普通科	全日制 12 学級 定時制 8 学級	1	26	0	41	1	4

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注 1) 農業に関する学科及び工業に関する学科は小学科数を 3、商業に関する学科は小学科数を 1 とし  
て算出している。

(注 2) 上記は全日制 18 学級、全定併置校 20 学級を想定して、平成 26 年度時点の定数を試算したものである。

このように、学校運営コストの大部分を占める人件費については、学校別の運営コストの多寡を説明するに当たり、都立高等学校 198 校（併設型附属中学校及び中等教育学校を含む）を学科区分で分類することは有用であると考えられる。

④ 学校別バランスシートの活用の上について

(i) 学校別バランスシートの正確性について

学校別バランスシートについては、本監査の過程で以下の 2 点について誤りがあることが判明しており、正確性の点で問題がある。

1 点目の誤りは、平成 24 年度決算数値について、公債費の元金支出とすべきものを、行政コスト計算書上、公債費（利子及び一時借入金利子）として 92,032 千円を過大に計上していたものである。平成 25 年度決算の公表時期に、平成 24 年度決算数値に誤りがあることが判明したために、平成 24 年度決算分の情報を公開したとしても情報利用者を誤導するおそれがあるため、例年行っていた 2 期比較を取りやめて、単年度数値のみを公表している。

2 点目は、平成 25 年度中等教育学校 5 校が公表している教職員数のうち 2 校の数値が誤っていたものである。すなわち、人件費の計上額は正しかったが、教職員数の集計範囲について、当該校に人件費を計上していない学校籍の指導主事各校約 30 名分を当該校の教職員人数に含めていたために、教職員 1 人当たり人件費の単価が過小となっていたのである。

(指摘 1-1) 学校別バランスシートの正確性について

学校別バランスシートについては、本監査の過程で以下の 2 点について誤りがあることが判明しており、正確性の点で問題がある。

1 点目の誤りは、平成 24 年度決算数値について、公債費の元金支出とすべきものを、行政コスト計算書上、公債費（利子及び一時借入金利子）として 92,032 千円を過大に計上していたものである。平成 25 年度決算の公表時期に、平成 24 年度決算数値に誤りがあることが判明したために、平成 24 年度決算分の情報を公表したとしても情報利用者を誤導するおそれがあるため、例年行っていた 2 期比較を取りやめて、単年度数値のみを公表している。

2 点目は、平成 25 年度中等教育学校 5 校が公表している教職員数のうち 2 校の数値が誤っていたものである。すなわち、人件費の計上額は正しかったが、教職員数の集計範囲について、当該校に人件費を計上していない学校籍の指導主事各校約 30 名分を当該校の教職員人数に含めていたために、教職員 1 人当たり人件費の単価が過小となっていたのである。

これらの誤りが生じたのは、財務会計システムのデータを手作業によって集計していること、また集計した結果の学校別バランスシートやその基礎データなどの財務数値を確認する作業の正確性が欠けていることに主な原因があると考えられる。学校別バランスシートが情報として有用に活用されるためには、公表される情報が正確であることが前提であることから、学校別バランスシート作成にあたって、その正確性を確保する事務の体制を見直すこととされたい。

(ii) 学校別バランスシートの公表の適時性について

平成 25 年度決算の学校別バランスシートは、平成 27 年 10 月 16 日付で都民一般に公表されており、決算会計年度末である平成 26 年 3 月 31 日から 1 年半も要している。

この点、教育庁は、「業務縮減検討委員会において、平成 25 年度分以降のバランスシート作成の事務について、その実施の可否の見直しを行ったことから、作業開始が通常より半年遅れたという経緯があり、通常のスケジュールでは、決算確定後、半年程度で公表している」と主張する。しかしながら、通常の作成スケジュールであっても、決算対象年度の末日から地方公共団体としての決算作業で約 6 か月要した後、その確定した決算数値を基に学校別バランスシートの作成作業を約 6 か月掛けて行うことになる。そのため、決算対象年度の末日から約 12 か月経過してからでない学校別バランスシートは公表されないことになるが、現状の決算スケジュールでは、やはり適時性の観点から問題があると言える。

(意見 1-8) 学校別バランスシートの公表の適時性について

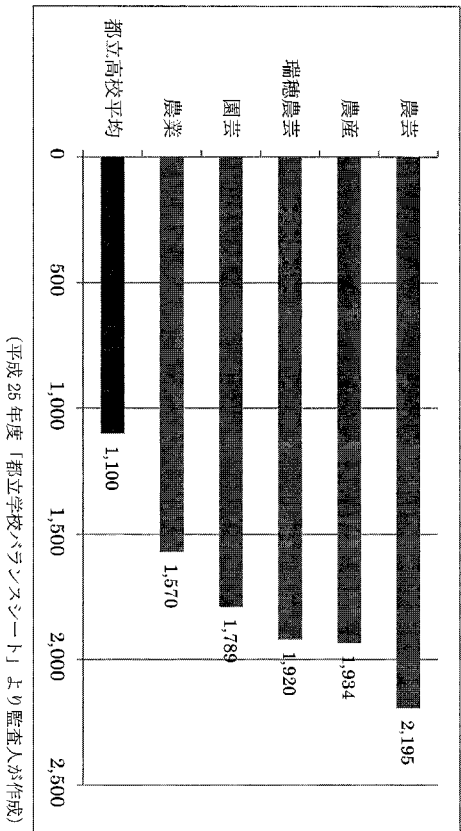
現在の学校別バランスシートの作成スケジュールでは、地方公共団体としての決算作業で約 6 か月要した後、その確定した決算数値を基に、約 6 か月掛けて学校別バランスシートを作成することになる。そのため、決算対象年度の末日から情報公開に至るまでに合計で約 12 か月を要する仕組みとなっており、適時性が損なわれている。この原因は、確定した決算数値を基に、膨大な作業時間を費やして手作業によって各都立学校に紐づけ、集計している点にあると考えられる。

教育庁は、全国でも先駆的な取組として実施している学校別バランスシートの取組を更に発展させ、公表の適時性を意識しながら、学校別バランスシートを作成・公表できるよう効率的な業務プロセスを構築することとされたい。

## (iii) 学校別バランスシートの活用促進について

都立高等学校 198 校を学科区分で分類した上で、この区分のうち「農業」学科に分類される 5 校の運営コストを示すと、グラフ BI-5-8 のとおりである。

グラフ BI-5-8 農業学科生徒 1 人当たり運営コスト



グラフ BI-5-8 のとおり、農業学科の区分において生徒 1 人当たり運営コストは、農芸高等学校の 2,195 千円から農業高等学校の 1,570 千円まで幅があることが分かる。この点、農芸高等学校と農業高等学校の生徒 1 人当たり運営コストに差額が生じている理由を教育庁に確認したところ、「両校の運営コストの差は、固定資産のうち建物等の資産額に大きな差があることが要因である。建物の価格については、農業高等学校は、校舎、体育館、実習棟の一部に昭和 40 年代に建築した建物を有しており、それぞれ減価償却が進んでいるが、農芸高等学校の校舎、体育館及び実習棟は、平成 10 年度以降に改築工事を行った建物であり、農業高等学校に比べて比較的新しい。」との回答を得た。両校においては、校舎等の建築年度に約 30 年の開きがあることから、校舎等の取得価額にも差異が生じており、したがって、校舎等の取得価額を資産の耐用年数にわたって規則的に費用化していく減価償却費に差額が生じているのである。

このように、学校別に公表されたバランスシート数値について、例えば、学科区分別にカテゴリし、同種の学校間で数値を比較することで、それぞれの学科の特色や運営の違いを財務数値という客観的な情報で把握することが可能となる。

しかしながら、学校別バランスシートについては、各学校が当該学校のみでの情報を活用するにとどまっており、学校全体の平均値や他の学校・学科の数値との比較分析や情報開示を十分に行っているとは言い難い。

また、学校別バランスシートは、一部の学校がホームページで公表しているに過ぎず、多くの学校が学校要覧に記載することと学校運営連絡協議会に報告することとどまり、広く一般に開示しているとは言い難い状況にある。

## (意見 1-9) 学校別バランスシートの活用促進について

都立学校の学校別バランスシートの活用は全国でも先進的な取組であり、高く評価することができる。しかしながら、一部の学校がホームページで公表しているに過ぎず、多くの学校が学校要覧に記載することと学校運営連絡協議会に報告することにとどまり、広く一般に開示しているとは言い難い状況にあることから、すべての都立学校はその説明責任を十分に果たすため、バランスシートを広く一般に開示することとされたい。

また、各学校は当該学校のみバランスシート情報を活用するにとどまっており、学校全体の平均値や他の学校・学科の数値との比較分析などを十分に活用・開示を行っているとは言いがたいことから、すべての都立学校は、今までの以上にバランスシート情報について、他校等との比較分析、過年度の推移比較、計画・実績の比較などを実施して、その情報を十分に経営上活用し、その活用の結果も開示することとされたい。

## ⑤ 区市町村立小・中学校のバランスシートの必要性について

都民は労働の対価である給料から税金が差し引かれ、納税の義務を果たしているのだから、税金が公立学校にどれくらい投入され、何のために使われているのかなど、学校の経営及び財政状態を金額的に知る権利があると考えられる。また、保護者を含め都民一般には児童・生徒 1 人当たりのコスト負担について関心があるところである。

この点、都立学校については、学校別のバランスシート、すなわち貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書を作成し開示したことにより、教育庁は、財政の透明性を高め、都民に対する説明責任を一定程度果たしていると言える。また、学校別のバランスシートは、財政の効率化・適正化を図るため、教職員のコスト意識の向上にも有用な情報を提供していると言える。

具体的には、教育庁が開示している学校別のバランスシートは、従来の予算・決算制度に基づく現金主義・単式簿記による財務情報とは異なり、発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を活用した財務書類となっていることから、

(i) 現金主義では見えにくい減価償却費や退職給与引当金といったコスト情報、(ii) 単式簿記では見えにくい資産・負債といったストック情報を把握することが可能となったという点で優れているのである。

このような学校別のバランスシートを作成(発生主義・複式簿記といった企業会計的手法を採用)することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくかったコスト情報・ストック情報が「見える化」され、都民に対する説明責任の履行や行政マネジメントの機能向上に活用することが可能となると考えられる。

一方、区市町村立の小・中学校における学校別のバランスシートは未だ作成・開示する体制にない状況である。この点、教育庁の説明によれば、区市町村立の小・中学校の設置者は区市町村であることから、この作成・説明責任は区市町村が負うものであって、教育庁は作成・説明責任を負っていないということである。

しかしながら、平成25年度の都支出金(6,311億円)の約6割(3,681億円)が区市町村の小・中学校に関する金額であり、この金額の約9割が区市町村立小・中学校教職員の人件費関係である。また、都が負担する人件費は、都立学校に関する金額(2,630億円)よりも区市町村立小・中学校に関する金額(3,681億円)の方が多い状況にある。このように多額の都税が区市町村立の小・中学校に投入されていることから、都税が小・中学校別にどのように使われているのか、都立学校と同程度の説明が求められると市町村税であろうと、これら税金全体者としては、その税金が都税であろうと市町村税であろうと、これら税金全体が小・中学校にどれくらい投入され、何のために使われているのかなど、学校の経営及び財政状態を金額的に知る権利があると考えられる。しかも、教職員にコスト意識を持って学校経営を行って欲しいと考えるのは、都立学校も区市町村立学校も何ら変わらない。

それにもかかわらず、区市町村立小・中学校別のバランスシートが未だ作成・開示する体制にない状況は、主に以下の2点が原因であると考えられる。

**制度上の問題**

区市町村立小・中学校別のバランスシートを作成・説明すべき立場にあるのは区市町村立小・中学校の設置者である区市町村であって、教育庁ではない、という教育庁の説明は形式的には正論であって、それを否定することはできない。しかしながら、納税者や保護者の立場から見れば、区市町村立小・中学校においても、その経営及び財政状態に関する金額的情報を開示することの必要性があり、また教職員はコスト意識をもって学校経営を行うことの必要性がある。都は多額の区市町村立小・中学校教職員人件費を負担しているの

ら、実質的に、都と区市町村は強く連携し、このような要請に応えていくことが必要である。また、こうした取組は、都内の区市町村によって格差が生じたため、義務教育等の広域的な教育行政に資するものと言える。

**作成者の問題**

仮に区市町村は小・中学校別のバランスシートを作成とした場合、これを作成する者の負担やノウハウが問題になる。最近では、区市町村でも地方公会計が導入され、団体全体のバランスシートを作成している。しかしながら、これを作成している部署は区市町村の教育委員会ではないことから、区市町村の教育委員会には作成する人員やノウハウが不足している可能性が高い。

そのため、都教育委員会は培ってきた、バランスシートの作成スキルなどを活用して、区市町村をサポートすることが求められているのである。

以上より、都は、まずは作成可能な区市町村の、今後の展開をサポートすることが必要であると考えられる。

(意見1-10) 区市町村立小・中学校のバランスシートの必要性について  
区市町村立小・中学校の設置者である区市町村であって、教育庁ではない、は区市町村立小・中学校の設置者である区市町村であって、教育庁ではない。しかしながら、納税者や保護者の立場から見れば、区市町村立小・中学校においても、その経営及び財政状態に関する金額的情報を知ることの必要性がある。教育庁は、これまで培ってきたバランスシート作成方法などの都立学校での取組が、学校の経営及び財政状態等に関する情報を開示するために、区市町村教育委員会においても参考になると考えられることから、その取組内容について紹介し、将来的にこうした取組を展開したいと考える区市町村教育委員会に対して、要請に応じて情報提供するなどの支援をすることとされたい。

6. 教育施設別のバランスシートについて

(1) 新地方公会計制度による官庁会計の補完と東京都の公会計について

近年、景気低迷による収収不足、高齢化に伴う医療費の増加など、地方財政を取り巻く環境が激しさを増していることを背景に、地方財政の透明性を高める気運が高まっている。そこで、地方公共団体では、これまでも歳入歳出決算書による予算・決算の説明や地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める各種指標を公表し、財政健全化の状況を説明しているところである。

しかしながら、地方公共団体においては、単式簿記・現金主義会計の官庁会計を基礎とし、建物などの有形固定資産に係る取得価額、帳簿価額の情報や退職給付引当金などの資産負債のストック情報が一覧的に把握されておらず、また現金支出を伴わないコスト情報が把握されないなどの問題がある。

そこで、総務省では、官庁会計を補完することを目的として、民間企業の会計の考え方である複式簿記・発生主義会計を導入した新地方公会計の統一的な基準を整備することを要請している。

一方、都は、平成17年8月26日、官庁会計に複式簿記・発生主義の考え方を加えた「東京都会計基準」を策定・公表し、平成18年4月から東京都会計基準に基づく財務諸表を作成公表している。この東京都会計基準は、総務省が要請する統一的な基準そのものではないが、都が地方自治の実務の中から自ら試行錯誤しながら構築したものであり、地方公会計ルールの先駆的事例として評価することができる。

また、東京都会計基準は、一般会計、特別会計の区分だけでなく局別の区分を設けており、都の膨大な予算事業を局単位でまとめるセグメントの考えを取り込み財務諸表の活用を意識している。

さらに、前述のとおり、教育庁では局単位から細分化した都立学校バランスシート（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書）を作成し、公表している。

(2) 教育施設全体のバランスシートの状況（概要）について

都立学校の学校別バランスシートの活用・開示については先に述べたとおりである。それでは、これ以外の都立教育施設などを含め、都の教育施設全体について検討した場合、その活用・開示については、どのような状況であるのか。

表B1-6-1は、その状況（概要）を整理したものである。

表B1-6-1 教育施設別バランスシートの活用・開示の状況（概要）

施設	状況	課題
都立学校	・学校別で活用・開示	・教育事業全体のPDCAサイクルに関して活用・開示が不十分 ・学校経営支援センターに関する情報の活用・開示が不十分
都立図書館	・都立図書館全体でバランスシート等の財務情報を財務局が事業評価で活用・開示 ・図書館の施設別情報は非公表	・教育事業全体のPDCAサイクルに関して活用・開示が不十分（教育庁としては非公表）
教職員研修センター	・非公表	・教育庁としては非公表、教育事業全体のPDCAサイクルに関して活用が不十分
教育相談センター	・非公表	・教育庁としては非公表、教育事業全体のPDCAサイクルに関して活用が不十分

（教育庁からのヒアリングより監査人が作成）

表B1-6-1の課題について、具体的に説明すれば、以下のとおりである。